(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町歌津町向三五番五から同町歌津管の浜一八番一〇まで	前	八・五〇～五七・八〇メートル	一・〇三〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	八・五〇～五七・八〇メートル	一・〇三〇キロメートル	
	後 B	三・五〇～七・五〇メートル	一・四〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十一日　関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号十四の項指定をした日欄中「平成十八年四月三日」を「平成二十三年四月一日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十三年四月三日から五年間」に改める。

○北陸地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　富山高岡広域都市計画道路事業三・三・二百九号牛島蜷川線

三　事業施行期間　自平成二十三年四月十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県富山市牛島本町二丁目字大百苅及び字沼、牛島本町一丁目、牛島本町一丁目字古屋敷割、字大百苅及び字沼、神通町一丁目、明輪町並びに神通本町一丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十一日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中国地方整備局告示第六号広島圏都市計画道路事業三・四・二百五号廿日市駅通線

三　事業施行期間　自平成十八年二月三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十八年中国地方整備局告示第六号の事業地のうち、廿日市二丁目及び駅前地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十八年中国地方整備局告示第六号の事業地のうち、廿日市二丁目及び駅前地内において事業地を追加する。

○四国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南国市岡豊町八幡字落矢四一一番一地内	前	二七・八一～二八・二〇メートル	〇〇・〇四七キロメートル
	後	二八・二〇～三三・〇一メートル	〇〇・〇四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号　南国市岡豊町八幡字落矢四一一番一地内　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十一日

人事異動

環境省

（大臣官房付）環境技官　小柳　秀明

（同）同　今田　長英

（新宿御苑管理事務所長）同　築島　明

辞職を承認する（各通）（三月三十一日）

（自然環境局自然環境計画課長）

環境技官　星野　一昭

九州地方環境事務所長に昇任させる

大臣官房付に併任する

（地球環境局地球温暖化対策課長）同　高橋　康夫

大臣官房政策評価広報課長に配置換する

（水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長）同　室石　泰弘

地球環境局地球温暖化対策課長に昇任させる

（大臣官房政策評価広報課長）

同　**塚**本　瑞天

自然環境局自然環境計画課長に配置換する

（大臣官房付）環境事務官　上河原献二

大臣官房総務課企画官に配置換する

大臣官房秘書課に併任する

（同）同　大熊　一寛

総合環境政策局総務課企画官に配置換する

（厚生労働省国立感染症研究所企画調整主幹）厚生労働技官　桐生　康生

環境技官（総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室長）に転任させる

（水・大気環境局水環境課課長補佐）環境技官　富坂　隆史

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長に昇任させる

（大臣官房総務課企画官）環境事務官　角倉　一郎

大臣官房付に配置換する

大臣官房秘書課の併任を解除する

（総合環境政策局総務課企画官）同　川上　毅

大臣官房付に配置換する

（総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室長）環境技官　冨澤　一郎

厚生労働省に出向させる

（自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室室長補佐）同　三村　起一

新宿御苑管理事務所長に昇任させる

（九州地方環境事務所長）同　神田　修二

中部地方環境事務所長に配置換する

（中部地方環境事務所長）同　市原　信男

辞職を承認する

公害健康被害補償不服審査会委員に任命する（東京大学監事）　町田　和子

独立行政法人国立環境研究所監事に任命する（各通）（以上四月一日）　有信　睦弘　小林　伸行